

# 千葉県耐震改修促進計画の概要

千葉県県土整備部都市整備局建築指導課  
令和8年3月改定

## 計画の経緯

### 【計画策定の趣旨】

本県では、平成19年度に「千葉耐震改修促進計画」を策定し、本計画に基づき建築物の耐震化を促進するための施策を総合的に推進し、耐震化に関する意識の醸成及び建築物の安全性の向上を図り、地震による建築物の被害を最小限に留め、県民等の安全を確保していくこととしている。

### 【計画の位置付け】

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」第5条第1項の規定に基づき、国の基本方針を踏まえて都道府県が策定する計画となる。本計画の耐震化の目標等について、おおむね5年ごとに見直しを行う。

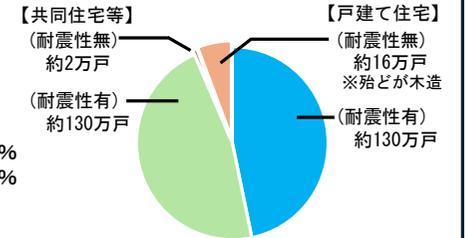
## 住宅・建築物の耐震化の現状

【住宅】(R5年住宅・土地統計調査の結果をもとにした推計値)

耐震化率：約92%[H30年度]→約93%[R5年度]

1ポイント上昇

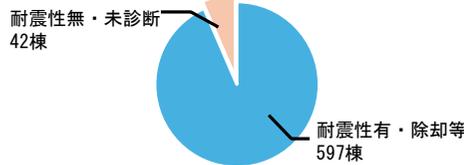
(内訳) 戸建て住宅：約89%  
共同住宅等：約98%



【耐震診断義務付け対象建築物】

耐震性不足解消率：約90%[R3年度]→約93%[R6年度]

3ポイント上昇



(内訳) 要緊急安全確認大規模建築物(大規模建築物)：約95%  
要安全確認計画記載建築物(防災拠点)：約91%  
要安全確認計画記載建築物(沿道建築物)：約38%

## 耐震化の目標の設定

【住宅】

令和12年度までに、耐震化率95%

令和17年度までに、耐震性が不十分な住宅をおおむね解消



【耐震診断義務付け対象建築物】

令和12年度までに

- ①要緊急安全確認大規模建築物  
[法で指定される大規模建築物(病院やホテル等)] : **耐震性が不十分な建築物をおおむね解消**
- ②要安全確認計画記載建築物(防災拠点)  
[県で指定する防災拠点] : **耐震性が不十分な建築物をおおむね解消**
- ③要安全確認計画記載建築物(沿道建築物) : **耐震性不足解消率60%**  
[県で指定する耐震診断義務付け路線沿道建築物(一定高さ以上のもの)]



## 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

【耐震化促進への主な取組】

- 【費用負担の軽減】
  - 市町村が行う耐震関連事業に対する支援  
・ 民間の住宅、建築物及びブロック塀等への耐震診断、耐震改修、除却、普及啓発など
  - 所有者等に対する適切かつ幅広い改修・補強方法の提示  
・ 簡便で汎用性の高い改修工法、段階的な耐震改修など
  - リフォーム工事等に合わせた耐震改修の誘導
- 【重点対象建築物】
  - 重点的に耐震化すべき建築物の設定及び耐震診断結果の公表  
・ 法指定の要緊急安全確認大規模建築物  
・ 本計画で指定した要安全確認計画記載建築物(防災拠点)
  - 沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路の設定等  
・ 沿道の建築物に耐震診断を義務付ける緊急輸送道路(高規格幹線道路等、国道14、16、357号の各一部)  
・ 上記以外の緊急輸送道路(県)(努力義務)
  - 市町村が行う耐震関連事業に対する支援(再掲)
- 【啓発・知識の普及】
  - 相談体制の整備及び情報提供の充実
  - 建築士等による耐震相談会の実施
  - 技術者向け耐震診断・耐震改修の講習会の実施
  - 耐震性能検証法による安全性の確認(2000年基準)の周知
  - その他の地震時の安全対策の啓発  
・ エレベーター及びエスカレーターの安全対策  
・ 各種落下物対策、天井等の脱落対策、ブロック塀対策の推進

## 基本的な取組方針

【役割】

- 【建築物の所有者等】
  - ・ 自己の責任で自らの建築物の地震に対する安全性を確保
- 【県】
  - ・ 市町村や建築関連団体との十分な連携
  - ・ 住宅・建築物の所有者等に対する啓発等
  - ・ 技術者養成に向けた講習会等
  - ・ 市町村の耐震補助事業に対する支援
- 【市町村】
  - ・ 市町村有建築物の耐震改修等を計画的に実施
  - ・ 住宅等の所有者等に対する啓発等
  - ・ 耐震化の支援策等の措置